

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）	【第一条関係】	1
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）	【第二条関係】	30
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	【第三条関係】	34
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	【附則第三条関係】	52
○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）	【附則第四条関係】	53
○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	【附則第五条関係】	54

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（投票所経費）
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 区 市 町 村	投票所 区 市 町 村		投票所 区 市 町 村		投票所 区 市 町 村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	三九二、四六〇	六八一、四六三	三七七、二九六	七五五、二二三	三五九、二三五	七五九、三九三
市	二〇六、九四三	三四〇、三二九	一九二、一六八	三二五、五五四	一六六、一四二	三二一、七五九
町	二五二、六七三	三八六、〇五九	二一九、三三二	三三三、四三四	一八五、七八二	三六三、六三〇
村	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
区	三二七、二〇九	五四九、五一九	三一五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五〇六、六七八
市	三六八、九四〇	六一三、四八一	三五三、七七六	六八七、二四一	三三五、七二四	六九一、四一〇
町	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
村	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
区	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
市	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
町	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
村	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五

投票所 区 市 町 村	投票所 区 市 町 村		投票所 区 市 町 村		投票所 区 市 町 村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区	三九二、四六〇	六八一、四六三	三七七、二九六	七五五、二二三	三五九、二三五	七五九、三九三
市	二〇六、九四三	三四〇、三二九	一九二、一六八	三二五、五五四	一六六、一四二	三二一、七五九
町	二五二、六七三	三八六、〇五九	二一九、三三二	三三三、四三四	一八五、七八二	三六三、六三〇
村	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
区	三二七、二〇九	五四九、五一九	三一五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五〇六、六七八
市	三六八、九四〇	六一三、四八一	三五三、七七六	六八七、二四一	三三五、七二四	六九一、四一〇
町	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
村	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
区	三二七、二〇九	五四九、五一九	三一五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五〇六、六七八
市	三六八、九四〇	六一三、四八一	三五三、七七六	六八七、二四一	三三五、七二四	六九一、四一〇
町	二八二、九四三	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五
村	二八三、六九二	四三九、三〇九	二七二、三一九	四九四、六二九	二六二、一三七	三八六、二八五

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区市町村	区	市	町	村
------	---	---	---	---

区市町村	区	市	町	村
------	---	---	---	---

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	二九、五五六	三二、〇〇六	三三、一九二	三五、四六七
市	休日	三三、七二三	三五、六四八	四一、一九六	四二、五八三
町	平日	三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五	四四、一七七
村	休日	二八、五六一	三〇、八三六	三二、三二二	三三、七二七

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円
市	休日	九、四八八円	九、四八八円	九、四八八円	九、四八八円
町	平日	一〇、九八五円	一〇、九八五円	一〇、九八五円	一〇、九八五円
村	休日	一一、八六〇円	一一、八六〇円	一一、八六〇円	一一、八六〇円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	一三、四二二円	一一、三二二円	一〇、四七七円	一九、三二二円
市	休日	一四、一七二円	一三、一七二円	一三、一七二円	一三、一七二円
町	平日	一五、三七九円	一五、三七九円	一五、三七九円	一五、三七九円
村	休日	一六、〇四〇円	一六、〇四〇円	一六、〇四〇円	一六、〇四〇円

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	二六、一八五	二七、九一五	二九、九五九	三二、二〇八
市	休日	三〇、一六四	三二、〇六七	三五、一九六	三七、七九一
町	平日	三三、七四三	三六、七四三	三九、五二六	四二、四六七
村	休日	三六、九四四	三九、九四四	四二、九四四	四六、一四四

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	八、六六〇円	八、六六〇円	八、六六〇円	八、六六〇円
市	休日	九、三五二円	九、三五二円	九、三五二円	九、三五二円
町	平日	一〇、八二五円	一〇、八二五円	一〇、八二五円	一〇、八二五円
村	休日	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日	区	市	町	村
区	平日	一一、二七〇円	一一、二七〇円	一一、二七〇円	一一、二七〇円
市	休日	一二、九〇二円	一二、九〇二円	一二、九〇二円	一二、九〇二円
町	平日	一四、五三四円	一四、五三四円	一四、五三四円	一四、五三四円
村	休日	一六、一七六円	一六、一七六円	一六、一七六円	一六、一七六円

区	投票日		市	投票日		町	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日
千五百人以上未満	一四、五六一	一五六、七一六	一一九、八〇二	二〇八、七二六	一一六、四三一	二二七、五八六		
千人以上未満	一九九、〇六三	三三二、四四九	一八四、二八八	三二七、六七四	一五八、二六二	三二一、八七九		
二千人以上未満	二二一、七一八	三五五、一〇四	一九二、一六八	三二五、五五四	一七七、九〇二	三五五、七五〇		
三千人以上未満	二四五、一九九	三七八、五三五	二二一、八〇八	三六七、四二五	二〇〇、七三六	三七八、五八四		
五千人以上未満	二六七、九三二	四二二、五四九	二五六、五五九	四七八、八六九	二四六、三七七	四九〇、九一八		
一万人以上未満	三一一、四四九	五三三、七五九	三〇〇、〇七六	五八九、〇七九	二八四、六七三	五七三、六七六		
一万五千人以上未満	三五三、一八〇	五九七、七二二	三三八、〇一六	六七一、四八一	三一九、九五四	六七五、六五〇		
二万人以上	三七六、七〇〇	六六五、七〇三	三六一、五三六	七三九、四六二	三四三、四七五	七四三、六三三		

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区	投票日		市	投票日		町	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日
千五百人以上未満	一四〇、四四六	二四九、九八六	一一六、〇一七	二〇三、六四九	一一三、六五六	二二三、一九六		
千人以上未満	一九〇、七〇一	三二二、一四九	一七七、〇九六	三〇八、五四四	一五三、八七四	三〇七、二三〇		
二千人以上未満	二二一、五六二	三四三、〇一〇	一八四、二五二	三二五、八〇〇	一七二、七二六	三四七、九九〇		
三千人以上未満	二二三、一九五	三六四、六四三	二〇三、二〇四	三五六、五六〇	一九三、七六三	三六九、〇二七		
五千人以上未満	二五五、一五七	四〇八、五一三	二四六、八一四	四六五、八九四	二三八、二五三	四七九、二四一		
一万人以上未満	二九七、五五三	五一六、六三三	二八九、二一〇	五七四、〇一四	二七五、〇五〇	五五九、八五四		
一万五千人以上未満	三三六、七七九	五七七、七六七	三二五、六五五	六五四、二七五	三〇九、八三九	六六〇、三六七		
二万人以上	三五九、九七二	六四四、七七六	三四八、八四八	七二一、二八四	三三三、〇三二	七二七、三七五		

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区	投票日		市	投票日		町	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日
千五百人以上未満	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円		
千人以上未満	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九		
五千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二		
二千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二		
二千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二		
三千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二		
三千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二		
五千人以上未満	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三二八	三三九、六二二	九四、九八八	二七二、八三六		
一万人以上未満	一一九、三二八	三三九、六二二	一一九、三二八	三三九、六二二	九四、九八八	二七二、八三六		
一万五千人以上未満	一三〇、三二二	三七四、八五三	一七四、二四八	五〇七、七二三	一八五、二二三	五四〇、九二八		
二万人以上	一五二、二八〇	四四一、二八三	一九六、二二六	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八		

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票

区	投票日		市	投票日		町	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日
千五百人以上未満	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円		
千人以上未満	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	一三五、六〇四	五八、七九六	一六八、三三六		
五千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八		
二千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八		
二千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八		
三千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八		
三千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八		
五千人以上未満	八五、一一〇	二三八、四七六	一一七、五九二	三二六、六七二	九三、六〇六	二六八、八七〇		
一万人以上未満	一一七、五九二	三三六、六七二	一一七、五九二	三三六、六七二	九三、六〇六	二六八、八七〇		
一万五千人以上未満	一二八、四一六	三六九、四〇四	一七一、七二二	五〇〇、三三二	一八二、五三六	五三三、〇六四		
二万人以上	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一九三、三六〇	五六五、七九六	二〇四、一八四	五九八、五二八		

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、

立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区 市 町 村	投票所 の選 日		投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日			
区	平日	休日	1,327,499	1,327,499	1,327,499
市	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909
町	平日	休日	449,909	449,909	449,909
村	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票所 の選 日		投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日			
区	平日	休日	1,327,499	1,327,499	1,327,499
市	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909
町	平日	休日	449,909	449,909	449,909
村	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909

当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区 市 町 村	投票所 の選 日		投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日			
区	平日	休日	1,327,499	1,327,499	1,327,499
市	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909
町	平日	休日	449,909	449,909	449,909
村	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票所 の選 日		投票 票 の 数	区 の 選 日	投票 票 の 数
	平日	休日			
区	平日	休日	1,327,499	1,327,499	1,327,499
市	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909
町	平日	休日	449,909	449,909	449,909
村	平日	休日	1,149,909	1,149,909	1,149,909

三千人未満	一三、一八二	一四、二二二	一三、一八二	一四、二二二	一七、五七六	一八、九七六
三千人未満	一三、一八二	一四、二二二	一五、三七九	一六、六〇四	一七、五七六	一八、九七六
一万人未満	一五、三七九	一六、六〇四	二一、一九七〇	二二、七二〇	二四、一六七	二六、〇九二
一万人以上	二一、一九七〇	二二、七二〇	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六
二万人未満	二四、一六七	二六、〇九二	三二、九五五	三五、五八〇	三五、一五二	三七、九五二
二万人以上	二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四二、六九六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千八百七十三円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万八千八百六十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 六万百三十三円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千九十一円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千五十八円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千百十六円、二級地にあつては千八百六十二円、三級地にあつては千八百九円、四級地にあつては千四百六十円をそれぞれ加算するものとする。

13 (略)

三千人未満	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九九〇	一四、〇二八	一七、三二〇	一八、七〇四
三千人未満	一一、九九〇	一四、〇二八	一五、一五五	一六、三六六	一七、三二〇	一八、七〇四
一万人未満	一五、一五五	一六、三六六	二一、六五〇	二二、三八〇	二二、三八一五	二五、七一一八
一万人以上	二一、六五〇	二二、三八〇	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万人未満	二二、三八一五	二五、七一一八	三二、四七五	三五、〇七〇	三四、六四〇	三七、四〇八
二万人以上	二八、一四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三八、九七〇	四二、〇八四

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千六百六十六円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万九百六十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千二百二十九円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千百七十三円

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用の額を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千二十六円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千五百十二円、二級地にあつては千八百六十六円、三級地にあつては千七百五十四円、四級地にあつては千四百十六円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所につい

- 16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。
- 17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

。ては、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 市 町 村	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
千人未満	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円
千五百人以上	一、七五三円	一、七五三円	二、一七三円	二、一七三円
二人以上	二、一五九三円	二、一五九三円	三、〇一三円	三、〇一三円
三千人以上	二、一五九三円	二、一五九三円	三、四三三円	三、四三三円
五千人以上	三、〇一三円	三、〇一三円	三、四三三円	三、四三三円
一万人以上	四、二七三円	四、二七三円	四、六九三円	四、六九三円
一万五千人以上	五、五三三円	五、五三三円	五、五三三円	五、五三三円
二万人以上	六、三七三円	六、三七三円	六、七九三円	六、七九三円
七、二二三円	七、二二三円	七、二二三円	七、六三三円	七、六三三円

- 14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。
- 15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。
- （新設）

（新設）

18) (略)

19) (略)

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

2・3 (略)

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等及び第六項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5) 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6) (略)

16) 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

17) 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千元とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

(新設)

5) 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計

7| (略)

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 〳7 (略)

算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6| 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十七円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定数 区別の数	投票の翌日 平日	投票の翌日 休日
千人未満	二四七、一〇五 円	二五一、三二九 円
千人未満以上 二千未満	三五三、一一〇	三五九、七二〇
二千未満以上 三千未満	四六八、五一一	四七七、四八八
三千未満以上 五千未満	五七四、九二六	五八六、二七八
五千未満以上 一万未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万五千未満以上 二万五千未満	七九六、七四五	八一一、八四九
二万五千未満以上 三万未満	九三五、九〇四	九五四、九一一
三万未満以上 三万人以上	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定数 区別の数	投票の翌日 平日	投票の翌日 休日
千人未満	一八二、七六八 円	一八六、九九二 円
二千未満以上	二八五、五七五	二九二、一七五
三千未満以上	三八八、三八二	三九七、三五八
五千未満以上	四九一、一八九	五〇二、五四一

臣が定める額を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定数 区別の数	投票の翌日 平日	投票の翌日 休日
千人未満	二四三、三〇七 円	二四七、四六七 円
千人未満以上 二千未満	三四七、七八八	三五四、二八八
二千未満以上 三千未満	四六一、五四一	四七〇、三八一
三千未満以上 五千未満	五六六、四二二	五七七、六〇二
五千未満以上 一万未満	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万五千未満以上 二万五千未満	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
二万五千未満以上 三万未満	九二二、二四八	九四〇、九六八
三万未満以上 三万人以上	一、〇八九、九九五	一、一一二、三五五
	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定数 区別の数	投票の翌日 平日	投票の翌日 休日
千人未満	一八〇、一一二 円	一八四、二七二 円
二千未満以上	二八一、四二五	二八七、九二五
三千未満以上	三八二、七三八	三九一、五七八
五千未満以上	四八四、〇五一	四九五、二三一

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
一五千人未満	五九三、九九六
一万五千人以上 一万人未満	六九六、八〇三
一万五千人以上 一万千人未満	七二二、九〇七
一万五千人以上 一万五千人未満	八四一、四六四
二万人未満	一、〇〇五、〇八二
三万人未満	九八二、三七八
三万人以上	一、〇六二、三三九

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日
において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりと
する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
一五千人未満	五九七、〇八〇
一万五千人以上 一万人未満	八二八、八九二
一万五千人以上 一万五千人未満	九七三、八四八
二万人未満	九七三、八四八
三万人未満	一、一五二、七八八
三万人以上	一、二九三、九四九

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に
掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
平	日
休	日

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
一五千人未満	五八五、三六四
一万五千人以上 一万人未満	六八六、六七七
一万五千人以上 一万五千人未満	八一〇、五〇四
二万人未満	九六八、一〇二
三万人未満	一、〇四六、九〇一
三万人以上	一、〇七一、〇八一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日
において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりと
する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
一五千人未満	七二二、〇三九
一万五千人以上 一万人未満	八一六、七二六
一万五千人以上 一万五千人未満	九五九、六一六
二万人未満	一、一三四、六二九
三万人未満	一、二七一、一三〇
三万人以上	一、二九五、四一〇

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に
掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日	開票の当日 投票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日 開票の当日
平	日
休	日

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票の選挙 区の数 千人未満	開票日 平日	開票日 休日
千人未満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円
千人未満以上 二千八百未満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
二千八百未満以上 三千八百未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
三千八百未満以上 五千八百未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
五千八百未満以上 一万八千人未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八
一万八千人未満以上 一万五千人以上未満	七二八、九五〇	七四五、〇五四
一万五千人以上未満 一万人以上未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
一万人以上未満 三千八百人以上未満	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
三千八百人以上未満 三百人以上未満	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票の選挙 区の数 千人未満	開票日 平日	開票日 休日
千人未満	一八八、四一六円	一九二、五七六円
千人未満以上 二千八百未満	二九四、四〇〇	三〇〇、九〇〇
二千八百未満以上 三千八百未満	四〇〇、三八四	四〇九、二二四
三千八百未満以上 五千八百未満	五〇六、三六八	五一七、五四八
五千八百未満以上 一万八千人未満	六一二、三五二	六二五、八七二
一万八千人未満以上 一万五千人以上未満	七一八、三三六	七三四、一九六
一万五千人以上未満 一万人以上未満	八四七、八七二	八六六、五九二
一万人以上未満 三千八百人以上未満	一、〇二二、七三六	一、〇三五、〇九六
三千八百人以上未満 三百人以上未満	一、〇九五、一六八	一、一九九、三四八

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令

開票日 開票の選挙 区の数 千人未満	開票日 平日	開票日 休日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
千人未満以上 二千八百未満	六七、五四五	三三四、四四五
二千八百未満以上 三千八百未満	八〇、一三〇	四四三、一一四
三千八百未満以上 五千八百未満	八三、七三七	五四二、八〇五
五千八百未満以上 一万八千人未満	九六、六八〇	六五一、八三二
一万八千人未満以上 一万五千人以上未満	九九、九四二	七五一、一七八
一万五千人以上未満 一万人以上未満	一一三、四四八	八八二、一一〇
一万人以上未満 三千八百人以上未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三千八百人以上未満 三百人以上未満	一八二、五九九	一、一七五、四六七

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令

開票日 開票の選挙 区の数 千人未満	開票日 平日	開票日 休日
千人未満	六三、一九五円	二三一、五三一円
千人未満以上 二千八百未満	六六、三六三	三二九、三八八
二千八百未満以上 三千八百未満	七八、八〇三	四三六、五一七
三千八百未満以上 五千八百未満	八二、三七一	五三四、七七四
五千八百未満以上 一万八千人未満	九五、一六七	六四二、二五九
一万八千人未満以上 一万五千人以上未満	九八、三九〇	七四〇、一七一
一万五千人以上未満 一万人以上未満	一一一、七四四	八六九、二五六
一万人以上未満 三千八百人以上未満	一二一、八九三	一、〇二六、六九九
三千八百人以上未満 三百人以上未満	一七六、〇六二	一、一五四、五一五

で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一七〇、八一六円
二千人未満	二六六、九〇〇
三千人未満	三六二、九八四
四千人未満	四五九、〇六八
五千人未満	五五五、一五二
一万千人未満	六五一、二三六
一万五千人未満	七六八、六七二
二万人未満	九一八、一三六
三万人以上	九九二、八六八

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	二四七、一〇五円	二五一、三二九円
二千人未満	三五三、一一〇	三五九、七二〇
三千人未満	四六八、五一二	四七七、四八八
五千人未満	五七四、九二六	五八六、二七八
一万人未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万人以上	七九六、七四五	八一二、八四九

で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一六八、三三六円
二千人未満	二六三、〇二五
三千人未満	三五七、七一四
四千人未満	四五二、四〇三
五千人未満	五四七、〇九二
一万千人未満	六四一、七八一
一万五千人未満	七五七、五一二
二万人未満	九〇四、八〇六
三万人以上	九七八、四五三

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	二四三、三〇七円	二四七、四六七円
二千人未満	三四七、七八八	三五四、二八八
三千人未満	四六一、五四一	四七〇、三八一
五千人未満	五六六、四二二	五七七、六〇二
一万人未満	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万人以上	七八五、〇六七	八〇〇、九二七

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
一万五千人以上	九三五、九〇四	九五四、九一二
二万人未満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三万人以上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
千人未満	一八二、七六八 円	一八六、九九二 円
千人未満	二八五、五七五	二九二、一七五
二千人未満	三八八、三八二	三九七、三五八
三千人未満	四九一、一八九	五〇二、五四一
五千人未満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万五千人未満	六九六、八〇三	七一一、九〇七
二万人未満	八二二、四五六	八四一、四六四
三万人未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三万人以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
一万五千人以上	九二二、二四八	九四〇、九六八
二万人未満	一、〇八九、九五五	一、一一二、三五五
三万人以上	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
千人未満	一八〇、一一二 円	一八四、二七二 円
千人未満	二八一、四二五	二八七、九二五
二千人未満	三八二、七三八	三九一、五七八
三千人未満	四八四、〇五一	四九五、二三一
五千人未満	五八五、三六四	五九八、八八四
一万五千人未満	六八六、六七七	七〇二、五三七
二万人未満	八一〇、五〇四	八二九、二二四
三万人未満	九六八、一〇二	九九〇、四六二
三万人以上	一、〇四六、九〇一	一、〇七一、〇八一

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
千人未満	二五五、五三七 円	二五九、七六一 円
二千人未満	三六六、二九五	三七二、八九五

開票所の地区 票人の数	開票の当日 平 日	開票の当日 休 日
千人未満	二五一、六一一 円	二五五、七七一 円
二千人未満	三六〇、七六三	三六七、二六三

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
三千人未満	四八六、四三〇	四九五、四〇六
三千人未満以上	五九七、五八七	六〇八、九三九
五千人未満	七一八、〇八〇	七三一、八〇八
一万五千人未満	八二八、八九二	八四四、九九六
一万五千人未満以上	九七三、八四八	九九二、八五六
三万人未満	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
三万人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円
二千人未満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
二千人未満以上	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
三千人未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
五千人未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八
五千人未満以上	七二八、九五〇	七四五、〇五四
一万五千人未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
一万五千人未満以上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
三万人未満	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
三千人未満	四七九、一八七	四八八、〇二七
三千人未満以上	五八八、七三九	五九九、九一九
五千人未満	七〇七、五一九	七二一、〇三九
一万五千人未満	八一六、七二六	八三三、五八六
一万五千人未満以上	九五九、六一六	九七八、三三六
三万人未満	一、一三四、六二九	一、一五六、九八九
三万人以上	一、二七一、二三〇	一、二九五、四一〇

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一八八、四一六円	一九二、五七六円
二千人未満	二九四、四〇〇	三〇〇、九〇〇
二千人未満以上	四〇〇、三八四	四〇九、二二四
三千人未満	五〇六、三六八	五一七、五四八
五千人未満	六一二、三五二	六二五、八七二
五千人未満以上	七一八、三三六	七三四、一九六
一万五千人未満	八四七、八七二	八六六、五九二
一万五千人未満以上	一、〇一二、七三六	一、〇三五、〇九六
三万人未満	一、〇九五、一六八	一、一一九、三四八

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一七〇、八一六円
千人以上未滿	二六六、九〇〇
二千人以上未滿	三六二、九八四
三千人以上未滿	四五九、〇六八
五千人以上未滿	五五五、一五二
一万人以上未滿	六五一、二三六
二万人以上未滿	七六八、六七二
三万人以上未滿	九一八、一三六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙 人の数	平日	休日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
千人以上未滿	六七、五四五	三三四、四四五
二千人以上未滿	八〇、一三〇	四四三、一一四
三千人以上未滿	八三、七三七	五四二、八〇五
五千人以上未滿	九六、六八〇	六五一、八三二
一万人以上未滿	九九、九四二	七五一、一七八
一万五千人以上未滿	一一三、四四八	八八二、一一〇
二万人以上未滿	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三万人以上未滿	一八二、五九九	一、一七五、四六七

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一六八、三三六円
千人以上未滿	二六三、〇二五
二千人以上未滿	三五七、七一四
三千人以上未滿	四五二、四〇三
五千人以上未滿	五四七、〇九二
一万人以上未滿	六四一、七八一
二万人以上未滿	七五七、五一二
三万人以上未滿	九〇四、八〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙 人の数	平日	休日
千人未満	六三、一九五円	二三一、五三一円
千人以上未滿	六六、三六三	三二九、三八八
二千人以上未滿	七八、八〇三	四三六、五一七
三千人以上未滿	八二、三七一	五四四、七七四
五千人以上未滿	九五、一六七	六四二、二五九
一万人以上未滿	九八、三九〇	七四〇、一七一
一万五千人以上未滿	一一一、七四四	八六九、二五六
二万人以上未滿	一二一、八九三	一、〇二六、六九九
三万人以上未滿	一七六、〇六二	一、一五四、五一五

13
16 (略)

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 (略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千八百五十円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。
(新設)

(新設)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によって計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一一八、九八四

2 (略)

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七千七百五十二円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万三千五百四円、二級地にあつては五万五千八百八十四円、三級地にあつては五万四千二百九十六円、四級地にあつては四万三千八百十八円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	都道府県の世帯数		選挙	
	一	三十万未満	円	銭
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県	円	四五	九四
	その他の県	円	四五	九四
衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	一	三十万未満	一六	九〇

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六五、六八三円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇六、四六七
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二八〇、三六五
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、二六、〇一一

2

政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千六百三十四円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万九千八十円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十万八千九百六十七円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。))にあつては六十七万六千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七百八十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千六百六十円、二級地にあつては五万四千七百七十三円、三級地にあつては五万二千六百三十四円、四級地にあつては四万二千四百七十六円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	都道府県の世帯数		選挙	
	一	三十万未満	円	銭
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県	円 <td>四五</td> <td>一二</td>	四五	一二
	その他の県	円 <td>四五</td> <td>一二</td>	四五	一二
衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	一	三十万未満	一七	九五

六	五	四	三	二
百万以上	七十万未満	五十万未満	四十万未満	三十万未満
四一	四三	四四	四四	四五
四五	八〇	四六	一	一
四一	四三	四四	四四	四五
四〇	六二	二〇	九六	九九
一五	一六	一六	一六	一六
八二	〇八	三七	五二	七九

2
2
4
(略)

(候補者氏名等揭示費)
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満	四一円	
二十四人以上 二十七人未満	五九	
二十七人以上	八九	

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十八円を加算した額)とする。

六	五	四	三	二
百万以上	七十万未満	五十万未満	四十万未満	三十万未満
三九	四二	四二	四三	四三
五七	一六	六三	一	一
三九	四一	四二	四三	四三
四二	九八	三七	〇五	六三
一六	一六	一七	一七	一七
六四	九七	二〇	二九	五〇

2 前項の表のうち第一号から第五号までに属する都道府県の選挙公報発行費の基本額は、当該各号の世帯数の幅の直近上位の各号に属する都道府県における選挙公報発行費の基本額を超えることができない。
 3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地にある場合には、特に要する通信費を加算する。
 4 人口密度が希薄なために選挙公報の配付に特に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満	四一円	
二十四人以上 二十七人未満	五八	
二十七人以上	八八	

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十七円を加算した額)とする。

候補者数	金額
百人未満	二七円
百五十人未満	一八四
二百五十人未満	二三二
三百五十人未満	二八一
三百五十人以上	四二三

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六四円
百五十人未満	九三
二百五十人未満	一一六
三百五十人未満	一四一
三百五十人以上	一六四
三百五十人以上	一八八
三百五十人以上	二二二

候補者数	金額
百人未満	二五円
百五十人未満	一八二
二百五十人未満	二二九
三百五十人未満	二七八
三百五十人以上	四一八

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六三円
百五十人未満	九二
二百五十人未満	一一五
三百五十人未満	一三九
三百五十人以上	一六二
三百五十人以上	一八六
三百五十人以上	二〇九

4・5 (略)

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 七 以 未 満 上	五九
二十 七 以 上	八九

7 (略)

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第二項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 七 以 未 満 上	五八
二十 七 以 上	八八

7 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定によ

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二五、六七五
休 日	二六、九九二

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千四百七十六円、休日にあつては一万七千七百九十三円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 5 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百二十三円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域

る基本額に相当する額を合算した額とする。

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、七九二
休 日	二六、〇九一

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千二百三十六円、休日にあつては一万七千五百三十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十二円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百三十三円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十一円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百五十九円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百三十六円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをするこ

とを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百四十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域

の区分に応じ、一級地にあつては八百四十六円、二級地にあつては七百四十四円、三級地にあつては七百二十三円、四級地にあつては五百八十四円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、一九四九、一六二	一、三、七二七、四二二	一、三、七二七、四二二
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二、一、七二七、一九五	一、六、五五九、六六一	一、六、五五九、六六一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二、九、七二七、二二二	二、九、七二七、二二二	二、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	三、七、九七〇、一八八	三、七、九七〇、一八八	三、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が二百二十五人以上五百五十万人未満のもの	四、九、七二七、二二二	四、九、七二七、二二二	四、九、七二七、二二二
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	五、七、九七〇、一八八	五、七、九七〇、一八八	五、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	六、九、七二七、二二二	六、九、七二七、二二二	六、九、七二七、二二二
	選挙人の数が二百五十人以上五百五十万人未満のもの	七、七、九七〇、一八八	七、七、九七〇、一八八	七、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	八、九、七二七、二二二	八、九、七二七、二二二	八、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	九、七、九七〇、一八八	九、七、九七〇、一八八	九、七、九七〇、一八八
市区町村	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が二百二十五人以上五百五十万人未満のもの	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二
	選挙人の数が二百五十人以上五百五十万人未満のもの	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八

の区分に応じ、一級地にあつては八百二十円、二級地にあつては七百二十二円、三級地にあつては七百一円、四級地にあつては五百六十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が二百二十五人以上五百五十万人未満のもの	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二
	選挙人の数が二百五十人以上五百五十万人未満のもの	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八
市区町村	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八	一、一、九七〇、一八八
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五	二、一、七二七、一九五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二	三、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八	四、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が二百二十五人以上五百五十万人未満のもの	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二	五、九、七二七、二二二
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八	六、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二	七、九、七二七、二二二
	選挙人の数が二百五十人以上五百五十万人未満のもの	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八	八、七、九七〇、一八八
	選挙人の数が五百五十人以上百万人未満のもの	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二	九、九、七二七、二二二
	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八	一〇、七、九七〇、一八八

町	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	13,312,820	9,481,900
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	2,277,720	1,702,820
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	3,211,660	2,461,740
	選挙人の数が十五万人以上のもの	3,670,620	2,651,720
	選挙人の数が千人未満のもの	11	11
村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	1	1
	選挙人の数が二千以上三千人未満のもの	56,940	37,960
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	75,920	56,940
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	75,920	56,940
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	75,920	56,940

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千七百一円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千三百五十円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等の寒冷地手当の支給地域	一 級 地	二五、四〇二円	一一、七〇〇円
	二 級 地	二二、三五四	一一、一七六
	三 級 地	二一、七一九	一〇、八五九
	四 級 地	一七、五二七	八、七六三

5 11 (略)

町	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	12,012,910	9,332,330
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	2,681,840	2,041,230
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	3,377,960	2,633,150
	選挙人の数が十五万人以上のもの	3,551,370	2,651,720
	選挙人の数が千人未満のもの	11	11
村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	1	1
	選挙人の数が二千以上三千人未満のもの	56,112	37,400
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	74,816	56,112
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	74,816	56,112
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	74,816	56,112

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千三百十二円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百十六円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等の寒冷地手当の支給地域	一 級 地	二四、六二四円	一一、三二二円
	二 級 地	二一、六六九	一〇、八三五
	三 級 地	二一、〇五四	一〇、五二七
	四 級 地	一六、九九一	八、四九五

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五

万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第十二条第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。

10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市区町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千五十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3・4 （略）

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百五十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七百元とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五
第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につ
て二千八百円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をし
た者については、五百七十八円）とし、同条第四項の規定による同法
第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請
をした者一人について千五百九十八円（本籍地の市区町村の選挙管理
委員会に当該申請をした者については、千八十八円）とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議
員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選
挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開
票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要
する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 選挙長 一日につき 一万八百円
 - 二 投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
 - 三 共通投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
 - 四 期日前投票所の投票管理者 一日につき 一万千三百円
 - 五 開票管理者 一日につき 一万八百円
 - 六 投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
 - 七 共通投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
 - 八 期日前投票所の投票立会人 一日につき 九千六百円
 - 九 開票立会人 一日につき 八千九百円
 - 十 選挙立会人 一日につき 八千九百円
- 2・3 (略)

する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の
額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管
理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行
われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村
の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信す
るために要する通信料とする。

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五
第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につ
て千五百十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をし
た者については、四百二十八円）とし、同条第四項の規定による同法
第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請
をした者一人について千五百十二円（本籍地の市区町村の選挙管理
委員会に当該申請をした者については、七百九十円）とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議
員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選
挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開
票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要
する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 選挙長 一日につき 一万六百元
 - 二 投票所の投票管理者 一日につき 一万二千六百元
 - 三 共通投票所の投票管理者 一日につき 一万二千六百元
 - 四 期日前投票所の投票管理者 一日につき 一万千円
 - 五 開票管理者 一日につき 一万六百元
 - 六 投票所の投票立会人 一日につき 一万七百元
 - 七 共通投票所の投票立会人 一日につき 一万七百元
 - 八 期日前投票所の投票立会人 一日につき 九千五百円
 - 九 開票立会人 一日につき 八千八百円
 - 十 選挙立会人 一日につき 八千八百円
- 2 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃
、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定める

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千五百九十三円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十一円を加算した額とする。

2 （略）

（再選挙等の経費）
第十七条 （略）

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一八一、一三八」とあるのは「一、二二八、九一八」と、同条第二項中「百万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七十八円」とする。

（事務の区分）
第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から

ところによるものとする。
3 第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

（最高裁判所裁判官国民審査の経費）

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千五百七十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百六十九円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

（再選挙等の経費）

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。
2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二八〇、三六五」とあるのは「一、二七八、二一七」と、同条第二項中「百万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七十八円」とする。

（事務の区分）
第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項から

第六項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（事務費）
 第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

（事務費）
 第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの
市区町村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同一）	選挙人の数が千人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が二千九百人以上四万九千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が二千九百人以上四万九千九百九十九人未満のもの
町	選挙人の数が百人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が百人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの
村	選挙人の数が五十人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が五十人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が百二十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの
市区町村	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同一）	選挙人の数が千人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が二千九百人以上四万九千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が二千九百人以上四万九千九百九十九人未満のもの
町	選挙人の数が百人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が百人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの
村	選挙人の数が五十人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの	選挙人の数が五十人以上九百九十九人未満のもの	選挙人の数が九百人以上二千九百九十九人未満のもの

2（略）

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、

選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二二、九六〇	二、四九七、四〇〇
選挙人の数が十五万人以上のもの	三〇、九七〇	二、六五七、七〇〇
選挙人の数が千人未満のもの	一	一
選挙人の数が千人以上二千八未滿のもの	一	一
選挙人の数が二千八以上三千八未滿のもの	五九、九四〇	二、七〇九、九〇〇
選挙人の数が三千八以上五千八未滿のもの	七五、九二〇	二、七〇九、九〇〇
選挙人の数が五千八以上一万人未滿のもの	七五、九二〇	五、六、九四〇
選挙人の数が一万人以上二万人未滿のもの	七五、九二〇	五、六、九四〇
選挙人の数が二万人以上のもの	七五、九二〇	五、六、九四〇

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千七百一円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千三百五十円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二五、四〇二円	一一、七〇〇円
二級地	二二、三五四	一一、一七六
三級地	二一、七一九	一〇、八五九
四級地	一七、五二七	八、七六三

- 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。
- 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。
- 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

<p>10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第百六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p>	<p>8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。</p> <p>9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書事業者による同條第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九條の規定による不在者投票若しくは同法第四十九條の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九條第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。（新設）</p> <p>10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九條第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。</p> <p>11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。</p>
--	--

改正後	改正前
<p>第六章 投票</p> <p>（投票管理者）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 投票管理者は、<u>選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会</u>の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 投票管理者は、<u>選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</u></p> <p>7（略）</p>	<p>第六章 投票</p> <p>（投票管理者）</p> <p>第二十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。</p> <p>2 投票管理者は、<u>当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会</u>の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。</p> <p>4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。</p> <p>5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。</p> <p>6 投票管理者は、<u>当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</u></p> <p>7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する</p>

る事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 5 (略)

(共通投票所)

第四十一条の二 (略)

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(共通投票所)

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域

254 (略)

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	(削る)	(削る)
投票所	(削る)	(削る)
投票所又は共通投票所	(削る)	(削る)

内における当該選挙区の区域内)のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	第三十七条第二項及び第六項	選挙権	選挙権(共通投票所の投票管理者にあつては、選挙権)
投票所	第三十八条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)
投票所又は共通投票所			

(略)	
(略)	
(略)	

6～8 (略)

(期日前投票)
第四十八条の二 (略)

(略)		登録された者
(略)		登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)
(略)		

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)
第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にか

2 4 (略)

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

- かわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。
- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
 - 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥じよくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
 - 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
 - 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
 - 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。
- 5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

条第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。

(略)	第三十八條第二項		第三十八條第一項	(削る)
(略)	投票所	前二日まで	二人以上五人以下	(削る)
(略)	期日前投票所	の公示又は告示の日	二人	(削る)

6～8 (略)

条第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。

(略)	第三十八條第二項		第三十七條第二項及び第六項	第三十八條第一項	当該選挙の選挙権	選挙権
(略)	投票所	前三日まで	二人以上五人以下	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者	選挙権を有する者
(略)	その投票区における選挙人名簿に登録された者	期日前投票所	二人	の公示又は告示の日		

6 第三十九條から第四十一條まで及び第五十八條から第六十條までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一条 (略)

256 (略)

- 7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。
- 8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
- 6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。））、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができ。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第九十一条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。） 当該公職の候補者

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。））、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の各開票区における

選挙人名簿に登録され

た者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができ。ただし、同一人を

当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第九十一条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。） 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき

当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3
3
7 (略)

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき

当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届

8| 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区

域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

9| 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選

出に係る開票立会人は、その職を失う。
(新設)

8| 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は

選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における

選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選

任することができない。

10| (略)

11| (略)

(開票所の設置)

第六十三条 (略)

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 (略)

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 (略)

2 5 (略)

任することができない。

9| 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

10| 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条(第八項を除く。)の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区」とに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者。第九項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同項ただし書中「同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び」とあるのは「同一人を」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙

する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙

する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙

については、選挙会又は選挙分会。第九項において同じ。」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第九項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき」と、「選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

第十三章 選挙運動

(選挙公報の発行)

第六百六十七条 (略)

については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は

選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

第十三章 選挙運動

(選挙公報の発行)

第六百六十七条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載

者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第六十九条第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。

4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（掲載文の申請）

第六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

（掲載文の申請）

第六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。）を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 (略)

(選挙公報の発行手続)

第百六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつた

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 前三項の掲載文については、第百五十条の二の規定を準用する。

(選挙公報の発行手続)

第百六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつた

ときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し^一を
その選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会
に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙
については前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会
は、その掲載文の写し^二を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつ
てはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙
にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会
に送付しなければならない。

3 〳 7 （略）

ときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し^二通を
その選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会
に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙
については前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会
は、その掲載文の写し^二通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつ
てはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙
にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会
に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文
の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙
公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表
選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政
党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあ
つては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載
するものとする。

4 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公
報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行
しなければならない。

5 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙公
報と選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行し
なければならない。

6 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都
道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、
経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選
挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、

(選挙公報の配布)
第七十条 (略)

2 (略)

政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第七十条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第百十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第百七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)
第七十一条 (略)

(選挙公報に関しその他必要な事項)
第七十二条 (略)

(任意制選挙公報の発行)
第七十二条の二 (略)

(選挙公報の発行を中止する場合)
第七十一条 第七十一条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手續は、中止する。

(選挙公報に関しその他必要な事項)
第七十二条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

(任意制選挙公報の発行)
第七十二条の二 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第六十七条から第七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

改 正 後		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
(略)	法律	(略)	事務
(略)	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）</p>	(略)	<p>第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
改 正 前		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
(略)	法律	(略)	事務
(略)	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）</p>	(略)	<p>第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

改正後	改正前
<p>（選挙の投票を行わない場合）</p> <p>第二十五条 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③ 前項の投票 においては、第十二条第二項 の規定にかかわらず、投票管理者 は、審査権を有する 者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人 を選任しなければならない。</p> <p>④ 第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。</p>	<p>（選挙の投票を行わない場合）</p> <p>第二十五条 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③ 前項の投票及び開票においては、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人又は開票立会人三人を選任しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで、第八項ただし書及び第九項ただし書、第六十八条、第六十八条の二第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の三の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百六条（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）、第一百七十七条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条第一項及び第</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条、第六十八条の二第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の三の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百六条（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）、第一百七十七条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条第一項及び第</p>

二項、第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

二項、第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

(略)	第七十六条	(略)
(略)	第六十二条(第八項を除く。)	(略)
(略)	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項	(略)

み替えるものとする。

(略)	第七十六条	(略)
(略)	第六十二条	(略)
(略)	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項	(略)